

営業時間短縮要請の変更内容（方向性）

- 対象エリア：松山市繁華街から松山市全域に拡大
- 対象施設：酒類を提供する飲食店だけでなく全ての飲食店
- 短縮時間：21時から20時へ切り上げ
（酒類の提供は11時から19時まで）
- 要請期間：4月22日（木）からゴールデンウィークを
含む4週間程度

【現在の要請内容】

[対象] 松山市繁華街（一番町～三番町、花園町等）で、食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供し、屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗

[内容] 営業5～21時まで、酒類提供20時30分まで

[期間] 令和3年4月1日(木)午前0時～4月21日（水）24時まで